

# ANGLE

アングル ~ビジネスに新しい視点(アングル)を~

4月号

Vol.26

## 経営メモ

今月のテーマ:「経営者の決断」

代表 中村 亨

P1

経営者・ビジネスリーダー勉強会「クラブCA」第17回の振り返り  
ニュースウィーク日本版 元編集長 / フリージャーナリスト 藤田 正美氏

「ニュースウィーク日本版 元編集長が斬る！  
~ 2015年の企業経営に役立つ、  
世界からみたアベノミクスと日本経済の行方 ~」

P5-P6

## 人事労務トピックス

「パートタイム労働法の改正  
~平成27年4月1日から施行となります~」

「ホワイトカラー・エグゼンプション  
(残業代ゼロ制度)は導入されるのか？」

P2

お知らせ①

「『専門商社』の経営者向けM&Aの活用セミナー  
2015年、業界再編の時代が来る！」

<4月15日(水)開催>

お知らせ②

「第20回クラブCA勉強会」

<5月20日(水)開催>

お知らせ③

「ベトナム進出セミナー」

<5月21日(木)開催>

P7

## 押さえておきたい税制改正トピックス

「欠損金の繰越控除制度の利用制限  
~ 税収確保に向け課税対象が拡大します ~」

P3

## やさしい相続・事業承継

「結婚・子育て資金一括贈与制度が  
スタートします！」

P4



## 「経営者の決断」

今月の  
テーマ

代表 中村 亨  
Nakamura Toru



経営者の仕事の中でももっとも重要な仕事は、「決めること」ではないでしょうか？  
業績も会社の規模もすべて、日々の意思決定、即ち決断の積み重ねの結果であると言えるでしょう。

意思決定においてよくある問題は以下の五つだと思います。

- ① 決められない（優柔不断）
- ② 決め急ぎ（拙速）
- ③ 決めたはず（決定事項が実行されない）
- ④ 決めっぱなし（決めたことの評価・見直しの欠如）
- ⑤ 決め過ぎ（頻繁な変更による資源の浪費）

この中で経営者にありがちなのは経験上、①の「決められない（優柔不断）」です。実際には「良い意思決定」ができずに悩む経営者より、決められないこと自体で迷っている方々が多いのではないのでしょうか？

なぜ決められないのでしょうか？

一つ目の理由は、決めるとは新しい何かを始めるということであり、大きなエネルギーが必要となるからです。逆にいえば何も決めないのは楽(らく)なのだと思えます。

二つ目の理由は、決めなくてはいけないと認識していても、多くの選択肢から何を選べばよいかかわらないということだと思います。その場合、「もっと情報を集めてから判断しよう」と後回しにしていますが、情報が多いほど「ますます決断できない」という状況に陥ってしまいます。

やはり行動することは大切なことだと思います。

条件や状況が見えない限り動けない、と感じて決断を遅らせることが多いようですが、条件や状況が見えないから動かないのではなく、動かないから見えてこない、という要素も多いのではないのでしょうか。

成長した企業を見てみると、驚くほどリスクのある決断を行い、かつ、それを実行することで「勝ち組」となっていることが多いようです。もちろん、その裏側では、最近ではスカイマークのように、一つの決断が企業の運命をマイナスの方向に導いてしまうことも起こりうることです（この場合はもっと慎重にすべきであった、拙速であった、という評論になってしまいますが）。

経営の意思決定は、本当に厳しい仕事です。例えば、大規模投資、大型M&Aのような「攻め」の場面ではもちろんのこと、リストラ、人員削減といった「守り」の場面でも経営者は決断をしなければなりません。

優柔不断か？拙速か？時間が経てば、その決断が正しかったのかどうかは明らかになりますが、まず経営者は「決断すること」が重大な自らの業務である、と自覚することが大切です。

## 「パートタイム労働法の改正 ～平成27年4月1日から施行となります～」

パートタイム労働者の方々の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法が変わります。今回の改正のポイントについてお知らせいたします。

### パートタイム労働法の改正ポイント

- (1) 差別禁止の対象範囲が広がります
- (2) 「短時間労働者の待遇の原則」の新設
- (3) 雇い入れ時の説明義務
- (4) **相談窓口を設置し文書で明示**
- (5) 過料など実効性を高める規定の新設

労働契約書の見直しや変更について、ご相談を承ります。社労士保険労務士法人コーポレート・アドバイザーズにお任せください。



改正により、事業主はパートタイマーからの相談に適切に対応する体制づくりをしなければなりません。相談窓口の設置については、実際には総務課などが対応にあたると予想されます。

また、文書での明示事項としては、契約期間、仕事の場所や内容、昇給、賞与、退職手当の有無に加えて、**相談窓口（相談担当者名、相談担当の役職や部署等）を記載することが求められます。**パートタイマー用の雇用契約書や労働条件通知書などを改正に合わせて変更する必要があるかどうか、確認が必要となります。

## 「ホワイトカラー・エグゼンプション制度（残業代ゼロ制度）は導入されるのか？」

厚生労働省は平成27年の通常国会で「ホワイトカラー・エグゼンプション制度（残業代ゼロ制度）」を導入するため、労働基準法の改正を目指す方針という報道がありました（朝日新聞デジタル 平成27年1月8日）。対象となるのは高度な専門職で年収1,075万円以上という大枠を示しているものの、年収の詳細と対象の職種をどこまで広げるかについては審議会で検討中です。今後、ホワイトカラーの働き方に影響を与えるこの制度の行方に注目が集まります。

### これまでの経緯

「ホワイトカラー・エグゼンプション制度」は、平成18年に第1次安倍内閣において竹中平蔵氏が提案しましたが、その後政権交代などがあり成立に至っていません。しかし最近では、特区的な扱いの中で解雇及び残業代ゼロの動きが検討されています。



### 「ホワイトカラー・エグゼンプション制度」とは？

一定収入以上のホワイトカラーを労働基準法の労働時間規制の対象から除外し、管理職同様、何時間働いても会社は残業代を支払わなくていいようにするもので、「残業代ゼロ制度」とも言われています。

アメリカやドイツで、「ホワイトカラー・エグゼンプション制度」が導入されている場合、多くはその範囲において**厳密な取り決めがあり、労働者の権利を侵害しないように努めています。**制度の目的としては、例えば同じ仕事でも定時に全て終わる人と、残業が必要な人では、給与としては残業代の分、後者の仕事の遅い人の方が得をしている、といったことを是正し、**労働時間を問わず、能力のある人にそれに応じた給与を与えられるようにする、というのがこの制度の導入の目的**とされています。

### 世論の反発は強い模様

日本の世論、特に労働者からは制度導入に反対の声があがっています。その理由としては、今の日本において「ブラック企業」問題のように、労働者と企業の信頼関係が崩れかけているところにあると思われれます。「残業代ゼロ」の部分のみがクローズアップされ、事実上労働者には仕事の負担が増えるだけではないか、という懸念があるためとみられています。

社会保険労務士法人コーポレート・アドバイザーズ

お気軽にご相談ください！

お問い合わせ先は ☎ 03-3224-2025

✉ info@co-ad.com

社会保険労務士 中山 啓子



## 「欠損金の繰越控除制度の利用制限 ～ 税収確保に向け課税対象が拡大します～」

平成 27 年度の税制改正では、日本企業の国際競争力の向上や経済再生をより確実なものにするために、法人税改革を行い、法人税の実効税率は 2.51% の引き下げとなりました。その一方で、税収確保も必要であり、欠損金の繰越控除制度は利用制限が拡大され、課税の対象が増えることになりました。

### ■欠損金の繰越控除制度の利用制限

#### (1) 制度見直しの背景(平成23年度の税制改正)

欠損金の繰越控除制度は、平成 23 年度の税制改正で、期末資本金の額が 1 億円超の大法人につき、控除できる金額が「所得金額の 80% まで」に制限されるとともに、繰越期間控除が最長 9 年間に延長されました。しかし、今回の税率引き下げに伴う代替財源確保の観点から、さらに制度の見直しが進められました。

#### (2) 大企業の欠損金繰越控除の見直し(平成27年度の税制改正)

欠損金の控除限度額が現行の所得金額の 80% から段階的に 50% まで引き下げられます。この見直しは、**すべて大法人に関連するものであり、資本金 1 億円以下の中小法人については現行通り、100% 控除できます。**ただし、中小法人のうち期末資本金 5 億円以上の法人の 100% 子会社である場合には、適用を受けず。

また、欠損金の繰越期間は、現行の 9 年間から 10 年間に延長されます。そのため、平成 29 年 4 月 1 日以降、欠損事業年度に係る帳簿書類の保存期限、更正期限、更正の請求期限が 10 年間に延長されます。

大企業の欠損金繰越控除の見直し		
事業年度	控除限度額	欠損金の繰越期間
平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	所得金額 × 80%	9 年
平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	所得金額 × 65%	9 年
平成 29 年 4 月 1 日以後	所得金額 × 50%	10 年

☞ ※ 平成 29 年 4 月 1 日以降、欠損事業年度に係る帳簿書類の保存期限、更正期限、更正の請求期限が 10 年間に延長されます。

#### ◇ 控除限度額の特例

新設法人（ベンチャー企業）の場合は、**設立の時から 7 年間、100% 控除できる制度が導入されます。**これにより、新設法人の税負担が 7 年間軽減されますので、新設法人の成長を後押しします。なお、経営再建を行う企業についても、円滑な事業再生を促す目的から、この特例が適用となるケースがあります。

ただし、新設法人が上場した場合や経営再建中の企業が再上場した場合は、特例の対象とはなりません。

弊法人では、税務対応に関し「**税務セカンドオピニオン**」サービスをご提供しています。

下記のようなお悩みをお持ちの方は、弊法人にお任せください。

- ✓ 現在契約している税理士がいるが、気軽に相談できない。
- ✓ 最新の税制改正や他社事例に関する情報が得られない。
- ✓ 申告書を作成できる人材がおらず、外注を検討している。
- ✓ これまで税理士がいなかったが、税務顧問契約を検討している。



税務はもちろん、税務以外においてもお客様の状況に合わせて、会計・労務等様々なご相談にワンストップで対応いたします。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

〈無料相談会開催中〉

お問い合わせ先は

☎ 03-3224-2870

✉ info@co-ad.com

執行役員 税理士 有賀 伸彦

執行役員 税理士 中山 隆司



## 「結婚・子育て資金一括贈与制度がスタートします！」

日本では現在、少子高齢化が進行しています。その要因の一つとして、将来の経済的不安から若者が結婚・出産に踏み切れないということが挙げられています。そこで、両親などから贈与してもらう際に、一定金額までは贈与税がかからなくなるという制度がスタートしました。両親や祖父母の資金を移転して、子や孫の結婚・出産・子育てを後押しする制度となっています。

### ■結婚・子育て資金の一括贈与制度とは？

贈与者（あげる人）	親（父母）・祖父母・曾祖父母
受贈者（もらう人）	20歳以上50歳未満の子ども（息子・娘）・孫・ひ孫
非課税限度	1人あたり1,000万円まで（ただし結婚に際して支出する費用は300万円が限度）
期間	平成27年4月1日～平成31年3月末まで
資金の用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>●結婚 婚礼、結婚披露、住居関連費用、引越代のうち一定のもの</li> <li>●出産 出産費用、不妊治療費のうち一定のもの</li> <li>●子育て 子の医療費、保育料、ベビーシッター代のうち一定のもの</li> </ul>
使い方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金融機関で受贈者名義の口座を開設し管理</li> <li>●領収書等を提出して、必要な時に払い出す（金融機関が確認）</li> <li>●受贈者が50歳になった時、贈与者の死亡、残高がゼロになった場合は終了</li> </ul>

### ■結婚・子育て資金の一括贈与制度のメリットとは？

1) 使い切れれば贈与税がかからない

結婚・子育て資金として使い切れれば、贈与税はかかりません。

2) 暦年贈与との併用も可能

結婚・子育て資金の一括贈与制度と暦年贈与の併用も可能です。

別途110万円までの贈与があっても、結婚・子育て資金の一括贈与制度には贈与税はかかりません。

### ■結婚・子育て資金の一括贈与制度の気を付けるべき点とは？

1) 金融機関から資金を払い出す場合

金銭の支払いをした子や孫は、その金銭を結婚・子育て資金に充てたことを証明する領収書等を金融機関に提出することが必要となります。提出した領収書等を金融機関が確認することで、資金を引き出せます。

2) 期間中に贈与者が死亡した場合

期間中に贈与者が死亡した場合には、死亡日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、受贈者が贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなして、当該贈与者の死亡にかかる相続税の課税価格に加算することになります。この場合、相続税額の2割加算の対象とはなりません。

3) 受贈者が50歳に達した場合

受贈者が50歳に達した場合は、結婚・子育て資金管理契約は終了となります。この時点で管理契約が終了した場合に残額がある時は、これらの事由に該当した日に当該残額の贈与があったものとして受贈者に贈与税が課税されます。つまり、当初1,000万円を預けておいたとして、50歳の時点で、300万円の残額がある場合には、50歳の時点で300万円の贈与があったものとして計算されます。残額に注意が必要となります。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

〈無料相談会開催中〉

お問い合わせ先は ☎ 03-3224-2870

✉ info@co-ad.com

執行役員 税理士 中川 義敬



## 「ニューズウィーク日本版 元編集長が斬る！」

～2015年の企業経営に役立つ、世界からみたアベノミクスと日本経済の行方～

ニューズウィーク日本版 元編集長 / フリージャーナリスト 藤田 正美 氏

### 日本の生産年齢人口の減少 ～成人は20年間で5割減?!～

日本の人口が減っています。「デフレの正体 経済は人口の波で動く」※1 という本では、生産年齢人口が減っていることが問題だと言っています。なぜ問題なのかというと、生産年齢人口（15歳～64歳迄）の減少が、生産にも消費にも大変影響するからです。

2014年で成人した人数は戦後最少の123万人です。団塊の世代の成人式は、270万人位でしたので、わずか20年間で約半分に減ったこととなります。バブルが崩壊した1990年、自動車の総販売台数は780万台ですが、現在は500万台にも届きません。この280万台はどこに行ったのでしょうか？景気が回復したとしても、780万台に戻ることはないでしょう。それは、若者の人口が減っていることに加え、車が欲しいものではなくなってしまったからです。

※1 「デフレの正体 経済は人口の波で動く（角川 one テーマ 21）2010/6/10 藻谷浩介（著）」



【講師紹介】  
「分かりやすさ」と「鋭くも他にはない視点」政治や経済、社会に巻き起こる問題を分かりやすく、面白く解説。できるだけ多様な見方を提供すべきと、多様な視点を提供してくれる。ビジネスサイト「誠」やニュースサイト「Japan independence」へ寄稿しており、その内容は老若男女幅広い層の注目を集める。

### 増え続ける社会保障 ～毎年1兆円の増加?!～

最近、「地方創生」という言葉をよく耳にします。子供を産む若い夫婦に税金面で優遇し、家を貸すといった施策が見られますが、これはほとんど意味がありません。ゼロサムですから、ある地域が増えれば別の地域は減るという事なのです。人口が減っている怖さというのを、私達はほとんど実感していません。

日本の国の予算は100兆円弱。そのうち約25兆円が国債の元利払いに充てられます。さらに、地方交付税交付金と社会保障で46兆円を占めています。つまり、国債と地方交付税と社会保障の3項目で歳出全体の約7割を占めている状況です。

今、団塊の世代は65歳を迎えましたが、あと10年経つと75歳を超えます。75歳になると今まで以上に医療費を使います。そのため2025年以降、医療費は毎年1兆円位のペースで増加すると予想されています。

### 量的緩和（QE）

2014年10月、米連邦準備理事会（FRB）は量的緩和を終了しました。日銀は10月30日に量的緩和を行うことを発表しました。これを機に株価は上がり、円安に向かいました。また、欧州中央銀行（ECB）は量的な金融緩和を拡大しようとしています。

市場に資金を供給し続けられるのはいつまでなのでしょう？海外投資家から見ると、日銀がお札を刷って国に渡しているのと同じことでしょう。実は先進国ではこういった金融政策をほとんどやっておらず、このまま続けていくとやがて通貨そのものが暴落し、大変なインフレに見舞われる可能性があります。

### 地銀再編の背景にあるもの

仮に国債が売られた場合、恐らく金利が上がるでしょう。金利が2%になると、金融機関が保有する国債が値下がりして評価損がでます。地銀の評価損は一説には3兆円と言われているので、それはつまり、地銀の融資を減らす動きへとつながるでしょう。

メガバンクは、そのような事態への備えをしているので、保有する債券の残存期間を減らす動きを取っています。しかし地銀はそのようなポートフォリオを組む力がありません。国債の価格が下がると大変なショックになるでしょう。地銀の再編が始まっていますが、これは危機に備えた動きということなのです。

### 世界経済を俯瞰する（1） ～ユーロ圏～

先ほど申し上げたように日本の状況は決して明るくないですが、日本だけでなく世界の状況も良くありません。アメリカは多少良くなってきましたが、EUは良くありません。2010年前後にEUの国々において、ソブリンリスク（国家に対する信用リスク）が生じました。当時、P I I G S（ポルトガル、アイルランド、

イタリア、ギリシャ、スペイン)の中の一つであるギリシャの金利が30%まで上昇しました。つまり倒産の寸前です。デフォルトを回避するために、欧州中央銀行(ECB)などが資金繰りを行い、経済危機を回避しています。EUは加盟28ヶ国、統一通貨ユーロは19ヶ国です。ユーロ圏は統一通貨を使っていますが、その中で最も経済力のある国はドイツです。1999年のユーロ発足時に固定相場が導入されましたが、ユーロ圏が加盟している28ヶ国は、現在もなお固定相場のままです。それはつまり、ユーロ圏には再配分の仕組みがないことを意味します。このユーロが抱えている矛盾は今後も続き、度々国家債務危機のようなことは起こるだろうと考えられます。

## 世界経済を俯瞰する(2) ~中国~

現在中国は、不良債権問題を抱えています。2008年の北京オリンピック、2010年の上海万博がピークでした。沿海州は発展していきましたが、内陸でも農地を取り上げて工業団地をつくり、農民には高層マンションを与えました。投資資金は、お金の余裕のある企業から調達しますが、「利率は6%です」などと言って借りるわけです。投資には出口戦略が必要ですが、回収するあてとしていたのは、外資系企業の投資です。しかし、思うようにいきませんでした。理由としては、日中問題や景気の停滞などです。対中投資が減ったのは日本だけではありません。

かつて中国は、食料や資源を自国で賄う自給的な国家でしたが、今は輸入国家となりました。油も食料も鉄鉱石も輸入している状態です。中国は、海底資源の確保や海上航路の確保の観点から、南シナ海やスプラトリー諸島(南沙諸島)を中心に海洋進出を進めています。軍事力の増強も背景にあり、今後も尖閣諸島を日本に譲ることは絶対にはないでしょう。これは日本にとって、死活的な問題です。それは、南シナ海が日本に入ってくる天然ガスや石油などの重要な航路だからです。日本にとって、中国の存在がより深刻なリスク要因として浮かび上がってきました。

## 世界経済を俯瞰する(3) ~ロシア・インド~

外交面において日本は全体を見渡しながらか、対中だけでなく、ロシア、韓国、台湾、ベトナム、インドとどのような経済関係を結んでいくかが大切です。特に今重要なのはロシアです。ロシアがなぜ重要かということ、エネルギー問題に関して、中国が南シナ海を占有した場合に備え、ロシアからエネルギーを輸入するルートを確認することで、中国をけん制することができるからです。安倍政権はこの2年間に、ロシアのプーチン首相と6回会談しています。このようにロシアとの関係を改善しつつ、南シナの問題を中国と交渉していくことが不可欠です。

そしてもう一つはインドです。中国を取り巻く国の中では最も大きい国でありますし、2013年には人口が12億に達しました。遠くない将来、インドが世界一の人口を有し、それに比例して経済大国となることは容易に予想されます。

## 日本企業のサービス ~どうやって顧客満足度を高めるか?が重要~

日本の経済は、お先真っ暗な状況にあります。しかし、それぞれの企業にとってはチャンスもあります。日本企業のサービスはずっと良いと思っていましたが、アップルのアフターケアも大変素晴らしいものでした。私のアップル製パソコンの故障に対して、修理と点検を終えて、48時間後には手元に戻してくれました。日本の企業は、どうやって顧客満足度を高めていくかを考えた方が良いのではと思います。

また、ヤマト運輸は元気な会社と思っています。サービスには定評がある上、街の商店に代わってヤマトがクレジット決済を代行するサービスを展開しています。企業間の流通決済を代行し、取引先への請求や代金回収を請け負うというものです。これも、お客様をどう満足させられるかを考えたサービスのように思います。こうした視点を持つことで、日本企業にもチャンスが生まれると思います。(文責:「アングル」編集室)

藤田 正美 さんへ *message*

日本が直面する問題や、企業が取り組むべきヒントについてもお話し頂きました。今後の企業経営に役立てて参ります。

中村 亨

2015年5月20日(水)開催の第20回クラブCAのゲスト講師は、  
ミューズ・ブランディング・アカデミー株式会社 代表取締役 谷澤 史子 氏、  
株式会社Clearwoods 代表取締役社長 森 透匡 氏です。どうぞお楽しみに!

詳しくは、WEBサイトをご覧ください

クラブCA

GO

お知らせ①「『専門商社』の経営者向けM&Aの活用セミナー 2015年、業界再編の時代が来る！」

2015年4月15日(水)開催 18:00~19:00 (受付17:45~)

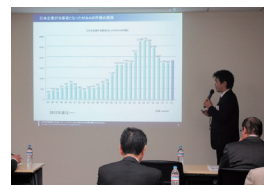
第1部「『専門商社』を取り巻く環境を整理する!」《先着20名様限定》

業界再編が進む中で、どのような戦略をとるべきか?

第2部「M&A事例紹介」

M&Aを仕掛けるなら今!その理由と具体的な進め方とは?

講師:株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A 企業提携第二部 部長 木下 正康



■会場:東京本社セミナールーム

■参加費用:無料

詳しくは、WEBサイトで  
ご確認ください!

コーポレート・アドバイザーズ M&A

GO

お知らせ②「第20回クラブCA勉強会」

2015年5月20日(水)開催 16:00~19:00 (受付15:30~)

ビジネスレビュー 講師:株式会社コーポレート・アドバイザーズ 代表取締役 中村 亨

「2015年、混迷の時代を勝ち抜く経営とは? (3)」

ゲスト講演 講師:ミュージズ・ブランディング・アカデミー 株式会社 代表取締役 谷澤 史子 氏

「経営者の為のファーストイメージ必勝法」

ゲスト講演 講師:株式会社Clearwoods 代表取締役社長 森 透匡 氏

「ビジネスで役立つ、ウソ(人間心理)の見抜き方~元刑事から学ぶ人間洞察力~」

■会場:東京本社セミナールーム

■定員:30名様

詳しくは、WEBサイトで  
ご確認ください!

■参加費用:お1人様10,000円(税込)

クラブCA

GO



お知らせ③「ベトナム進出セミナー」

2015年5月21日(木)開催 15:00~18:00 (受付14:30~)

第1部「ベトナムの投資環境と最新動向」《先着30名様限定》

第2部「ベトナム最新ビジネス実務」

2015年7月施行:新投資法・新企業法、入国管理規定のポイントと実務

講師:コーポレート・アドバイザーズ・ベトナム(KMC) Partner Advisory Director Le Quoc Duy

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング 執行役員 公認会計士 江角 英樹

■会場:東京本社セミナールーム

■参加費用:お1人様5,000円(税込)

詳しくは、WEBサイトで  
ご確認ください!

コーポレート・アドバイザーズ セミナー

GO



「専門商社セミナー」「第20回クラブCA勉強会」「ベトナム進出セミナー」の  
お問い合わせ先は ☎ 03-3224-2871 /担当:田野邊、伏江へ

## Corporate Advisers

▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12

NBF 赤坂山王スクエア 2F

TEL:03-3224-2870 FAX:03-3224-2877

ANGLE(アングル) vol.26

■発行日:2015年4月1日

■発行元:税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

■URL: <http://www.co-ad.co.jp/>

■お問い合わせ先: ☎ 03-3224-2871 (担当:西野入、伏江)

〈国内〉 東京 / 大阪 / 横浜 / 市川

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

社会保険労務士法人コーポレート・アドバイザーズ

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M & A

〈海外〉 上海 / ホーチミン / シンガポール

コーポレート・アドバイザーズ上海有限公司

コーポレート・アドバイザーズ・ベトナム

